

宇野中学校・玉中学校・日比中学校 再編準備委員会 第6回通学安全部会 会議録（要点筆記）

■ 日 時 令和8年5月19日（火）19：30～21：00

■ 場 所 宇野中学校ミーティングルーム

■ 出席者 ○部会委員

高嶋秀明部会長 角田智広副部会長 干場萌副部会長

遠藤雄也委員 近藤真弓委員 守屋侑貴委員 物部明子委員

内尾玲委員 古村幸恵委員 佐藤武信委員

（欠席者：遠藤雄也委員、岡本園美委員、新仁司委員）

○事務局

学校再編推進課 主事 明石風子

■ 傍聴者 一般 1人 市議会議員 1人 報道関係者 0人

1 開会

2 議事（要綱第8条に基づき、高嶋部会長が議事進行を行う。）

バス通学基準について

部会長： 事務局から資料に沿って説明をお願いします。

事務局： 【資料2】により説明

▶今年度のスケジュールについて

本日、第6回通学安全部会を開催し、バス通学基準について検討を進める。通学路の危険箇所についても、引き続き懸念箇所があれば協議していく予定である。部会での協議内容ではないが、令和9年4月のバス通学開始に向け、今年度より利用手続きを進める。

▶バス通学基準について

バス通学基準の対象範囲は第1回で協議したバス通学利用範囲を記載している。

利用基準は3つ設定しており、①バス通学範囲に居住し玉野中央中学校に通う生徒であること、②通学以外の目的での利用や雨や雪の日だけ利用するような一時的利用は不可、③決められたルート of 車両利用に限るとしている。

利用基準③はスクールバスに関する基準となっており、各ルートで過不足なくバスに乗車できるよう利用範囲を設定している。したがって、各居住場所で定められたルート of 車両のみを利用することになる。また、路線バスについても同様に定期購入区間のみの利用となる。

スクールバスの運行想定としては、授業実施期間、長期休暇期間ともに平日のみの運行を予定している。授業実施期間については、登校便は1便、下校便は帰りの会後と部活動後の計2便を運行予定としており、部活動がない一斉下校の日に限っては1便となる予定である。長期休暇期間についての運行本数や時刻については、部活動の兼ね合いも含めて現在協議中である。

本日は利用基準②についての協議をお願いします。今後路線バスでの通学許可基準を設定する上で、利用頻度についての注意事項を記載する予定である。

スクールバスの運行や路線バス定期券購入は毎日の通学利用のための補助という前提で導入しているため、一時的利用での申請は控えていただきたい。保護者への

説明として、「一時的利用は不可」ではなく「週3回以上の利用」など具体的な基準を設ける表現の方がよいといった意見があればお聞かせいただきたい。

部会長： バス通学の利用基準②について、意見等あるか。

委 員： スクールバスについて授業実施期間の休日は運行なしになっているが、土日どちらかで部活動がある時はどうするのか。

事務局： 土日に関しては地域移行の活動になっており、通学補助対象外となるため運行ができない。

委 員： 路線バス利用者は土日でも乗車できるため不平等にならないか。

事務局： そこに関しては、路線バスとスクールバスのどちらも平日利用で基準を統一する予定である。また、バス事業者にて定期券の利用履歴が確認ができるため、教育委員会でも基準の範囲内で利用しているかは確認したいと思っている。

委 員： 間違って土日に定期券を利用した場合はどうするのか。

委 員： 土日は定期券を使わずお金を払って乗ることをルールとし、故意に使用していることが確認されたら注意をするようにしたらよいと思う。

事務局： 11月頃にバス通学対象の保護者へ向けた説明会を実施する予定のため、その際にルールについてはしっかりと説明をしたいと思っている。また、利用履歴も確認することを了承してもらうことを条件で利用許可を出す旨も説明する予定である。

委 員： 土日の部活動はどうやって行けばよいのか。

事務局： 土日の部活動は地域移行になっているため、玉野市部活動地域展開基本方針に記載してある「玉野地域クラブ活動における生徒の移動に関しては、保護者の責任とする」という文言に従うことになる。

委 員： 地域移行に伴い、現在吹奏楽部では月2回程度の活動頻度となっている。ただし、大会前などの時期には月2回を上回る活動が想定され、令和13年の完全移行までは部活動としての練習が土日に実施される可能性がある。その場合、土日の生徒の移動手段について、どのような対応となるのか。

事務局： 土日の地域移行がどこまで進んでいるのか確認し、学校と協議したいと思う。

委 員： 定期券のシステムについて教えてほしい。事前に土日の部活動実施予定をバス事業者に共有することで、その日はバスが利用できるような仕組みを整えることができるのではないか。どうしても土日の送迎ができない保護者もいるため、最初は柔軟な対応ができたらいと思う。

事務局： 定期券については、年間で購入する予定である。土日の運行については、学校に部活動の実施状況を確認する。

委 員： 雨や雪の日などの一時的利用を不可にすると、晴れの日には自転車で行こうと頑張っている生徒のやる気をなくしてしまうと思う。

委 員： 毎日バス通学する生徒と雨や雪の日だけ利用する生徒に分けて、利用しなかった分は返金することはできないか。

事務局： 定期券のため難しい。

委 員： 生徒の成長段階に応じて利用方法の変更を認めるなど、柔軟な対応を検討してはどうか。例えば、1年生は慣れるまでバスを利用し、2年生以降は自転車に切り替えるといった選択ができるように、毎年利用希望を確認するなど、ニュートラルな姿勢で対応することが重要だと思う。

事務局： バスの利用通学申請を上げた後に、利用変更届や停止届を提出することができるため、お子さんの成長段階に応じて届け出を提出してもらうことが可能である。バス通学の対象範囲に該当している生徒は、まずは全員申請を上げていただくのがよいと思う。

部会長： その他、利用頻度についての基準に対して意見があるか。

委員： バスが玉野営業所前に発着する時刻に関して、時刻を同じにしまうと、周りに学校が多いため、人と車が集中してしまっていて危険だと思う。

事務局： 時刻については、バス事業者と混み合わないよう調整していく。

委員： 乗降場所はどこか。以前路線バスを利用した際に、玉野営業所前のバス停で止まるはずのバスが営業所に入ってから止まったことがある。営業所内だと、生徒が安全に乗り降りすることが可能だと思う。

事務局： 登校時は中学校側の道路に停車し、下校時は反対側になるため横断歩道を渡るようになる。ただし、朝の通学通勤と被る時は、横断歩道を渡らなくてよい。

部会長： 話し合いが議題からそれてしまったが、他に何かあるか。

委員： 玉野営業所前で乗れなかった生徒が宇野駅から乗るのは問題ないか。

事務局： 定期券の範囲内であれば、乗車可能である。

委員： スクールバスを利用する生徒が宇野駅に行っても乗車できるのか。

事務局： スクールバスは宇野駅に停車しないため乗車できない。スクールバスの乗車証と路線バスの定期券は異なるため、利用できる車両は限られる。

部会長： 利用基準について、具体的な意見はあるか。

委員： 夏の暑い時期や冬の寒い時期だけ利用する場合も考えられるため、週単位ではなく年間で基準を設けるのがよいと思う。雨や雪の日だけの一時的な利用は不可という基準は、保護者に受け入れられにくい。

委員： 乗車回数を具体的に設けた基準にすると、6km 手前の自転車通学生が、6km 超の生徒に対して「日によって通学手段を選べるのは不公平」と感じ、不満を抱く可能性がある。

委員： 路線バスは定期券で乗降履歴を確認できるようになっているとのことだが、スクールバスの乗降も確認できるのか。

事務局： スクールバスの乗降履歴確認方法も今後検討し、路線バスと共に利用範囲内での利用状況を確認する予定である。

委員： 学校の駐輪場確保に問題が生じないか。

事務局： 以前は生徒数が多かったため、バス通学者が自転車で通学した際の駐輪スペースは確保できる。

委員： 生徒の安全確保のために市の予算を使ってバス通学を導入していることを保護者に説明し理解してもらい、バス通学の申請を出すのであればしっかりと利用してもらうのがよい。

委員： 具体的な利用頻度についての基準は、今決めなくてもよいのではないか。バス通学を開始して状況を確認してからでもよいと思う。

また、下校便に関して、スクールバスは2便しかないが、路線バスは遅い便もあるため、下校便の利用時間に基準を設けて、利用履歴確認も実施した方がよいと思う。

- 事務局： 利用確認を実施し基準外での利用が過度に見受けられる場合は、バス通学許可を取り消す場合がある旨を注意書きとして資料に記載する予定である。
- 委 員： バス通学の生徒は年間を通じて 1/2 以上の利用を基準とするのがよいと思う。寒い時期や暑い時期の自転車通学は天候や気温の面からして危険なため、年間での利用基準が適切だと考える。
- 部会長： 基本的に、バス通学か自転車通学のいずれかを決めていただき、バス通学を選択した場合は年間 1/2 以上の利用を目安とする方向性でよいか。
- 委 員： 普段なかなか学校に行けない生徒が、今日は頑張って行こうと思った時に、基準を満たしていないからバスには乗れないことになってしまうのは可哀想だと思う。
- 部会長： 利用頻度の基準については、本日出た意見を踏まえて事務局で内容を修正してもらい、次回の部会で改めて提示してもらうこととしてよろしいか。
(一同異議なし)
その他、何か確認事項はあるか。
- 委 員： 6km 以内に居住していて体調的に自転車で通うのが難しい生徒は補助対象となるか。
- 事務局： 通学距離が 6km を超えていないのであれば補助対象外になってしまうため、個人的に路線バスを利用する等の対応をしてもらうようになる。
- 委 員： 毎日路線バスにて通学するため、学割を利用することは可能なのか。
- 委 員： 通学証明書を学校から発行してもらい、路線バス事業者に提出すると通学定期券を購入することが可能である。

3 閉会